

建築基準法第 51 条ただし書きの規定
に基づく許可取扱要領

令和 5 年 4 月
令和 7 年 4 月一部改正

滋賀県土木交通部
建築課建築指導室

目次

1. 目的	2
2. 許可方針について	2
(1) 対象施設	2
(2) 位置に係る基準	2
(3) 道路に係る基準	3
(4) 環境保全に係る基準	3
(5) 地元説明等について	3
(6) その他	3
3. 許可申請の手続きについて	4
(1) 事前調査・事前相談について	5
(2) 事前申請について	5
(3) 本申請について	5
(4) その他留意事項について	5
(参考) 事前相談票	9
(参考) 都市計画審議会用資料の作成について	12

1. 目的

この取扱要領は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 51 条ただし書の規定に基づき、ごみ処理施設および産業廃棄物の処理施設に係る新築または増築等の許可を行う場合の許可方針を定めることにより、生活環境の保全および均整のとれた都市形成に資することを目的とする。

2. 許可方針について

（1）対象施設

許可方針において対象とする施設は次に掲げる施設（以下「計画施設」という。）とする。

ア 廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃掃法施行令」という。）第 5 条第 1 項のごみ処理施設

イ 廃掃法施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設

（2）位置に係る基準

計画施設の敷地は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 原則として工業系の用途地域に位置すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

（ア）用途地域の指定のない区域（計画施設が、特別用途地区や地区計画等により用途制限上支障がない場合を除く。）にあつては、土地利用、交通等の現状および将来の見通し等を勘案して、生活環境の保全および周辺施設への適正な配慮がなされていること。

（イ）市街化調整区域にあつては、開発部局との協議調整がなされているものであること。

イ 住居系および商業系の用途地域から 100 メートル以内の区域に位置しないこと。ただし、廃棄物の処理および清掃に関する法律第 15 条第 3 項に基づく生活環境影響調査（以下「生活環境影響調査」という。）により、住居系および商業系の用途地域内の生活環境に係る実情に配慮がなされている場合においては、この限りでない。

ウ 周辺の住居、病院、学校等の用に供されている建築物から 100 メートル以内の区域に位置しないこと。ただし、生活環境影響調査により、これらの施設の生活環境に係る実情に配慮がなされている場合においては、この限りでない。

エ 次に掲げる災害の発生するおそれの高い区域に位置しないこと。ただし、災害に対し必要な措置が講じられている場合においては、この限りでない。

（ア）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域

（イ）地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止

区域

- (ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (オ) 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域

（３）道路に係る基準

計画施設の敷地と搬出入道路の関係は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- ア 主要な搬出入道路は、施設稼働時において利用される車両の通行に配慮した幅員を確保し、周囲の交通環境を著しく阻害しないこと。
- イ 主要な搬出入経路は、住宅地や通学路などに配慮し、周辺の生活環境に著しい影響を与えないこと。

（４）環境保全に係る基準

計画施設の敷地は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- ア 計画施設の敷地は緑化に努め、周辺景観との調和に配慮すること。
- イ 緑地帯や工作物の設置により、周辺環境の保全に努めること。
- ウ 風水害等の自然災害により、周辺地域へ影響がないように対策を講じること。

（５）地元説明等について

地元説明会等により、当該計画が周知されていること。

（６）その他

- ア 本方針に定めのない事項等の協議

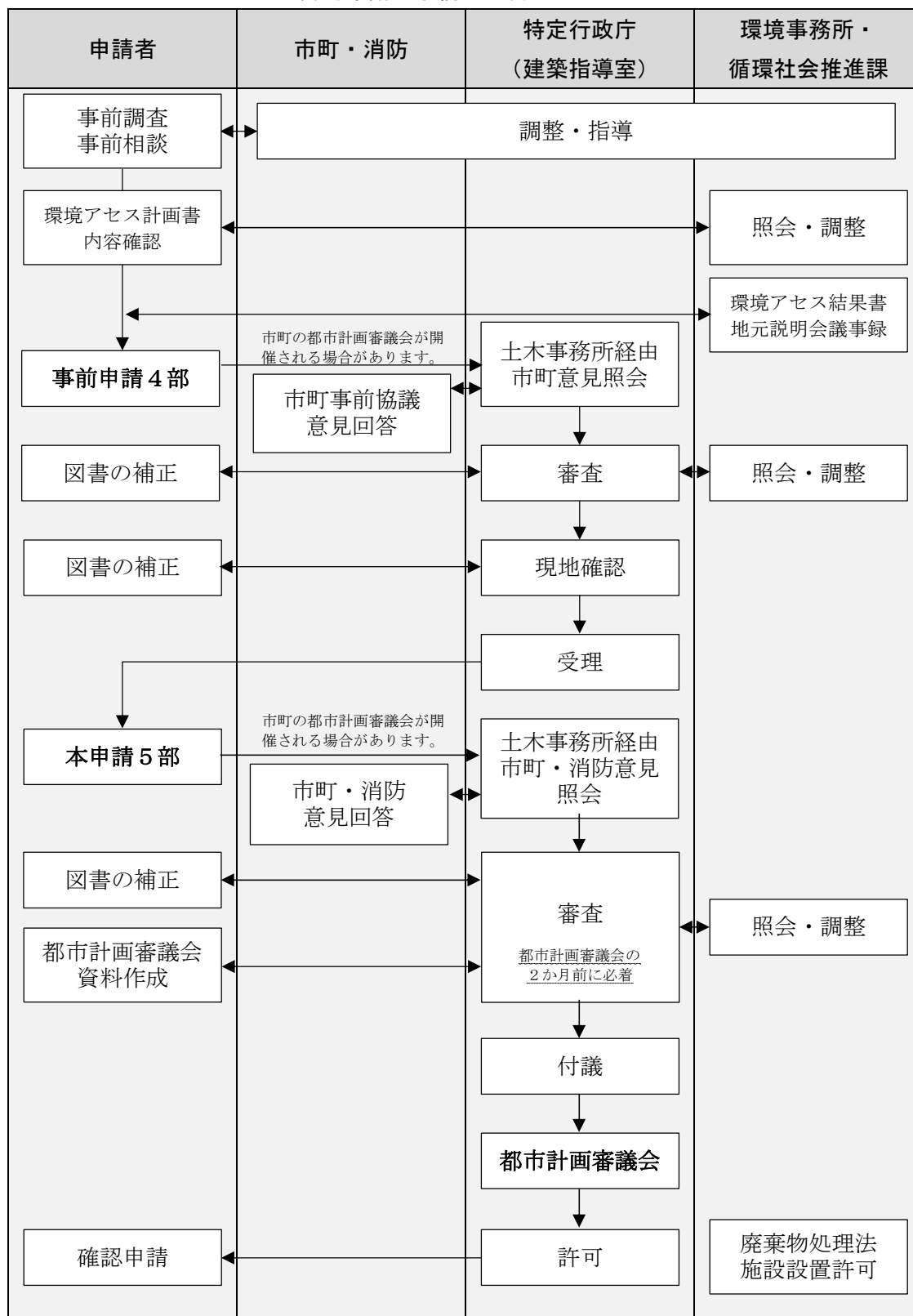
この要領に定めのない事項等で課題や問題が発生した場合は、事業者、関係部局等が協議の上、手続、事務処理等を行うものとする。

- イ 関係部局間の連携

県および市町の関係部局は、当該許可に係る手続の過程において密接な連携を図るものとする。

3. 許可申請の手続きについて

許可申請の手続きの流れについて



（１）事前調査・事前相談について

事業者は、「事前相談票」を記入した上で、県庁の建築指導室の担当者に事前相談を行うものとする。事前相談の協議が整った段階で、担当者の指示により事前申請を行うものとする。

処理施設を新設する場合だけでなく、増設・更新する場合や処理する廃棄物の種類を追加する場合などにおいても許可が必要な場合があるため、計画を変更する場合は必ず事前相談を行うこと。

（２）事前申請について

事前申請は許可申請書に表１に掲げる図書を添えて、４部県の土木事務所に提出すること。県の土木事務所（市町へ意見照会）を経由し、県庁の建築指導室で審査を行い、必要に応じて現地確認を行う。（事前申請時の手数料は不要）

（３）本申請について

本申請は、５部県の土木事務所に提出すること。県の土木事務所（市町・消防（消防同意）へ意見照会）を経由し、県庁の建築指導室で審査を行う。

都市計画審議会に付議するため、審議会開催の２か月前までに本申請の図書が建築指導室に届くようにすること。

都市計画審議会の説明資料は「（参考）都市計画審議会用資料の作成について」を参考に作成し、建築指導室の担当者にメールで提出すること。

（４）その他留意事項について

ア 理由書の記入方法について

都市計画上支障がないものとして当該敷地を適地とした理由を記載し、下記の各号に関する検討について、資料を添えて詳細に記載すること。

（ア）用途地域に関する検討について

工業専用地域および工業地域以外の地域の場合は、市町の意見を踏まえ検討した結果を記載すること。

（イ）搬入搬出に利用する道路に関する検討について

搬入搬出の車両が増加することにより、当該道路の通行に支障となることがないか、道路幅員、通行量、通学路指定等の点から検討した結果を記載すること。

（ウ）周辺住環境に関する検討について

近隣に住宅や学校、保育所、病院、図書館、老人ホーム等がある場合は、騒音、振動、粉塵の点から検討した結果を記載すること。

（エ）自然災害に対する安全性に関する検討について

ハザードマップ等を確認し、処理する廃棄物の種類により、対応が必要となるリス

クの点から検討した結果を記載すること。

イ 手数料について

本申請時の手数料は、「滋賀県使用料および手数料条例」で確認すること。

ウ 都市計画審議会について

都市計画審議会は、産業廃棄物処理施設の場合は県の都市計画審議会、一般廃棄物処理施設の場合は市町の都市計画審議会に付議を行う。

産業廃棄物処理施設の場合であっても、市町への意見照会に際して、市町の都市計画審議会を開催される場合があるため、あらかじめ所管の市町に確認すること。

県・市町いずれの都市計画審議会についても、申請状況に合わせて開催されるものではないため、所管する県・市町に開催時期を確認し、ゆとりをもったスケジュールで計画すること。また、付議を予定している場合であっても、申請図書の修正手続き等が完了していないものについては、付議できないので注意すること。

表 1. 添付図書について

(ア)	許可申請書（事前申請の場合は表題右に『(事前)』と標記したもの。）
(イ)	委任状（代理者によって申請を行う場合に限る。）
(ウ)	理由書（記載すべき内容は、「3.（4）ア」の項目を参照すること。）
(エ)	都市計画図（用途地域を色塗りしたもの）
(オ)	周辺の土地利用状況図（周辺の建築物用途がわかるように着色や凡例等で明示すること）
(カ)	災害リスク情報がわかる資料（ハザードマップ等） ・水害リスクについては、原則年超過確率 1/1000 以上とすること。
(キ)	滋賀県建築基準法等施行細則第 24 条に定める図書 （付近見取図、配置図、各階平面図、二面以上の立面図および主要断面図）
(ク)	緑化計画図（配置図に緑化計画を明示する場合は添付不要）
(ケ)	都市計画法に適合する旨の敷地調書
(コ)	工場危険物調書（滋賀県建築基準法等施行細則様式第 3 号）
(サ)	建築物一覧表（敷地内に複数の建築物がある場合に限る）
(シ)	既存建築物の法適合性を調査した結果を示す書面※（既存建築物がある場合に限る）※滋賀県特定行政庁連絡会議で定める「既存建築物の増築等における法適合性の確認取扱要領」を参考に作成してください。
(ス)	取得済許可証等の写し（建築基準法・廃棄物処理法・都市計画法関係）
(セ)	事業計画書 会社概要、従業員数、営業時間、処理品目、処理能力、作業工程、処理物の搬入出経路、保管場所等がわかるものを添付すること。
(ソ)	環境対策 環境対策は生活環境影響調査結果に基づき記入すること。
(タ)	生活環境影響調査結果書の写し
(チ)	地元説明会議事録の写し
(ツ)	丈量図、公図および土地謄本 土地の所有権がない場合は賃借の関係がわかるものを添付すること。
(テ)	現況写真および撮影位置がわかる図書
(ト)	その他（事前相談および事前申請により必要とする書類）

付 則

- 1 本許可取扱要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 従前の「許可申請の手続きフローについて（建築基準法第 51 条）」は、本許可取扱要領の施行日に廃止する。

付 則

本許可取扱要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参考) 事前相談票

事前相談票 下記の項目について記入し、計画概要を示す図面等をご準備ください。		審査側 記入欄
1. 相談者 氏名等	会 社 名 : 担 当 者 名 : 連 絡 先 :	☐
2. 建築主 氏名		☐
3. 相談地 地名地番		☐
4. 処理施設 概要	☐ 一般廃棄物 ☐ 産業廃棄物 ☐ その他 ()	☐
	廃棄物の種類 : 処 理 能 力 : (既設処理施設の処理能力 :) (既設処理施設の設置時期 :)	☐
	廃棄物の種類 : 処 理 能 力 : (既設処理施設の処理能力 :) (既設処理施設の設置時期 :)	☐
	その他特記事項 (カタログや写真がある場合は提出してください。)	☐
5. 廃棄物処理 法 ※所管部署で確認 してください。	第8条許可(一般廃棄物処理施設) ☐ 要 ☐ 不要 第15条許可(産業廃棄物処理施設) ☐ 要 ☐ 不要	☐
	現在の進捗状況について (例) 生活環境影響調査: ○月実施予定 地元説明会 : ○月実施予定	☐
	過去の許可 ☐ 有 ☐ 無 ○○条 許可 ○○年○○月○○日 ○○条 許可 ○○年○○月○○日	☐
6. 都市計画法 ※所管部署で確認 してください。	開発許可 ☐ 要 ☐ 不要	☐
	現在の進捗状況について	☐
	過去の許可 ☐ 有 ☐ 無 ○○条 許可 ○○年○○月○○日 ○○条 許可 ○○年○○月○○日	☐
7. 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ その他 ()	☐
8. 都市計画 区域	都市計画区域 ☐ 内 ☐ 外	☐

(参考) 都市計画審議会用資料の作成について

- ・本申請時に下記のデータを担当者に提出すること。

表. パワーポイントのデータについて

	スライドの種類
(ア)	敷地・建築物の概要（複数枚に分けても可） 地名地番、敷地面積、用途地域、建築物の用途、施設の概要等
(イ)	許可が必要となる理由
(ウ)	都市計画図（用途地域が明示されたもの） 申請地を明示の上、主な施設や道路、鉄道等との位置関係を記載すること。
(エ)	周辺の土地利用状況図 周辺の建築物用途がわかるように着色や凡例等で明示すること。
(オ)	災害リスク情報がわかる資料（ハザードマップ等） 水害リスクは、原則年超過確率 1/1000 の浸水深がわかるもの
(カ)	災害対策がわかる資料（配置図等に記載する場合は省略可）
(キ)	付近見取り図 申請地を明示の上、主な施設や道路、鉄道等との位置関係を記載すること。
(ク)	現況写真（敷地・周囲状況がわかる写真） 撮影位置を図面に明示すること。
(ケ)	配置図 緑化計画を明示すること。
(コ)	各階平面図
(サ)	立面図
(シ)	断面図
(ス)	車両移動経路
(セ)	処理施設の写真やカタログ
(ソ)	処理工程図
(タ)	生活環境影響調査概要および調査結果 所管の環境事務所の担当者と協議の上、作成すること。測定地点のわかる資料を添付すること。

※計画内容によって別途追加で作成を依頼する場合があります。